

# 会計年度任用職員(一般)

## 【スクールソーシャルワーカー】募集案内

令和8年3月27日  
杉並区

### 【1】 採用区分及び応募資格等

#### (1) 採用区分等

採用区分		勤務態様	採用予定数	勤務場所
会計年度任用職員 (一般)	スクール ソーシャル ワーカー	月16日/ 1日7時間45分	若干名	杉並区立就学前教育支援 センター 及び区立小・中学校

#### (2) 仕事内容

区内の児童・生徒及びその保護者、教員、関係者からの相談を受け、関係機関との連携や調整を図り、児童・生徒の生活環境の改善に向け支援活動を行います。

#### (3) 任用期間

令和8年5月1日から令和9年3月31日まで

※条件付採用期間(試用期間)1か月

※制度が継続した場合は、公募によらない再度の任用(更新)制度あり

(公募によらない再度任用の可否は勤務実績等による能力実証を行います。)

#### (4) 応募資格

##### ① 以下の要件に該当する方

社会福祉士、精神保健福祉士の資格のある者、ケースワークの経験のある者

##### ② 次に掲げる事項に該当する方は、応募できません。

▶地方公務員法第16条の各号(以下参照)のいずれかに該当する者

- 1 拘禁刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 2 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者
- 3 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって地方公務員法第六十条から第六十三条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者
- 4 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者  
※平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者(心神耗弱を原因とするもの以外)は受験できません。

▶学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律第2条第8項の各号(以下参照)のいずれかに該当する者

- 1 特定性犯罪について拘禁刑を言い渡す裁判が確定した者(その刑の全部の執行猶予の言渡しを受けた者(当該執行猶予の言渡しが取り消された者を除く。次号において「執行猶予者」という。)であって、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して20年を経過しないもの)
- 2 特定性犯罪について拘禁刑を言い渡す裁判が確定した者のうち執行猶予者であって、当該裁判が確定した日から起算して10年を経過しないもの
- 3 特定性犯罪について罰金を言い渡す裁判が確定した者であって、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して10年を経過しないもの

○また、杉並区において他部署・他職種の会計年度任用職員に任用される方は、重複しての任用はできませんのでご注意ください。

## 【2】 申込方法

所定の申込書に必要事項を記入し、資格者証の写しを添えて次により申し込んでください。(相談経験者はその内容を詳細に記載してください)

申込方法	申 込 期 限	送付先・申込場所
郵 送 または 持 参	<u>令和8年4月9日(木)午後5時まで</u> <u>(必着)</u> (持参の場合は土曜、日曜、祝日、年末年始を除く午前8時30分から午後5時まで)	〒166-0016 東京都杉並区成田西2-24-21 杉並区立就学前教育支援センター (多様な学び支援課学びとつながり推進担当)
インター ネット	<u>令和8年4月9日(木)午後5時まで</u> <u>(必着)</u>	下記のURL・二次元コードから申込  <a href="https://logoform.jp/form/Y4gR/1508693">https://logoform.jp/form/Y4gR/1508693</a>

- ※ 郵送で申し込む場合には、封筒の表面に「会計年度任用職員(一般)【スクールソーシャルワーカー】採用選考申込書在中」と赤字で明記し、必ず簡易書留により郵送してください。簡易書留によらないものの事故については一切の責任を負いません。
- ※ 応募書類は返却いたしません。収集した個人情報は、杉並区個人情報保護条例に基づき、適切に管理し、規定の保存年限経過後に廃棄します。

## 【3】 選考方法

### (1) 第一次選考(書類選考)

方 法	書類選考	所定の申込書により書類選考を行います。 (所定の申込書以外は使用不可) ※ 申込書は今回の選考にのみ利用し、その他の目的には利用いたしません。
合格発表	合否に関わらず、応募書類受付後3日程度を目安に結果をお知らせします。 *選考結果の問い合わせにはお答えしていません。	

### (2) 第二次選考

方 法	面 接	職務執行に必要な基礎的知識等について個別面接を行います。
選 考 日 及 び選考会場	○随時 ※詳細は、第一次選考合格と併せてお知らせします。 ○杉並区立就学前教育支援センター(多様な学び支援課学びとつながり推進担当) (杉並区成田西2-24-21) 交通機関：・井の頭線浜田山駅から徒歩13分 ・丸ノ内線南阿佐ヶ谷駅から徒歩17分 ・すぎ丸バス阿佐ヶ谷駅～浜田山駅(けやき路線) 成田西子供園前下車徒歩1分	
合格発表	合否に関わらず、第二次選考(面接)後、結果通知を発送します。 *選考結果の問い合わせにはお答えしていません。通知をご確認ください。	

### (3) 採用説明会(採用手続き)

日時・場所	随時 ※会場及び日時、必要書類(提出書類等)は、内定通知書でお知らせします。
-------	---

#### 【4】 報酬・手当

月額 274,848円（令和8年4月1日現在）（地域手当に相当する報酬を含みます）

- ※1 再度任用された場合、経験加算（昇給）があります。また、特別区人事委員会勧告に基づく給与改定があった場合、報酬額が増減することがあります。
- ※2 通勤費を支給します。（上限1か月55,000円まで）
- ※3 採用前に報酬改定等があった場合はそれによります。

#### 【5】 勤務条件・休暇

- ◇ 勤務日は原則として月曜日から金曜日までの間で、月16日勤務です
- ◇ 勤務時間は原則として午前8時30分から午後5時15分までの1日7時間45分勤務（休憩時間は別途60分）ですが、区立小・中学校勤務の日は勤務地の学校により勤務開始時間と勤務終了時間が変わります。
- ◇ 公務のため必要がある場合は所定の勤務時間を超えた勤務（超過勤務）となることがあります。
- ◇ 年次有給休暇は、勤務日数に応じて付与されます。（任用開始月により減あり）
- ◇ 慶弔休暇、夏季休暇、子育て支援や介護に関する休暇などの制度があります。（ただし、勤務形態によって付与される休暇が異なります。）

#### 【6】 勤務場所について

- ◇ 勤務場所は区立小・中学校と杉並区立就学前教育支援センターになります。  
月16日の勤務日数のうち、区立小・中学校勤務の日と杉並区立就学前教育支援センター勤務の日があります。

#### 【7】 服務・人事評価

常勤職員と同様に、服務の宣誓、法令及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、守秘義務、職務専念義務、政治的行為の制限が適用されるとともに、人事評価、分限処分、懲戒処分の対象となります。

#### 【8】 会計年度任用職員とは

会計年度任用職員とは、令和2年度から新たに創設された地方公務員法第22条の2第1項第1号に基づく一般職の非常勤職員です。常勤職員が担う業務の遂行を補完する職として採用されます。

#### 【9】 その他

選考試験を辞退する場合は、問合せ先まで必ず連絡してください。  
選考結果に関する問い合わせには、一切回答しません。

#### 【10】 申込み・問合せ先

多様な学び支援課学びとつながり推進担当

〒166-0016

東京都杉並区成田西2-24-21（杉並区立就学前教育支援センター）

TEL：03-5929-9480 ※（3月27日までは03-6379-5491）

杉並区役所ホームページ <https://www.city.suginami.tokyo.jp>